平成15年(行ケ)第159号審決取消請求事件 口頭弁論終結日 平成16年9月16日

判決

エルジー・エレクトロニクス・インコーポレーテッド

同訴訟代理人弁護士 鈴木修 深井俊至 同

同 下田憲雅 同訴訟代理人弁理士 大塚住江

特許庁長官 小川洋

同指定代理人 前田典之 川名幹夫 同 同 小曳満昭 涌井幸-同 同 宮下正之

特許庁が不服2000-14810号事件について平成14年12 月11日にした審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。 2

事実及び理由

請求

主文第1項と同旨

前提となる事実 第2

特許庁における手続の経緯(当事者間に争いがない。) ウォング・ラボラトリーズ・インコーポレイテッドは、特許庁に対し、平成 元年9月11日にアメリカ合衆国においてされた特許出願に基づきパリ条約4条に よる優先権を主張して、平成2年3月28日、発明の名称を「キャッシュ/メイン メモリのコンシステンシを維持するための装置及び方法」とする発明(以下「本願 発明」という。)につき特許出願(特願平2-507465。以下「本願」とい う。)を行った。

・ 平成10年4月14日,本願の出願名義人をウォング・ラボラトリーズ・インコーポレイテッドからエルジー・セミコン・カンパニー・リミテッドに変更する 旨の届出がされた。

特許庁は、平成12年6月7日、本願について拒絶査定をした。

そこで、エルジー・セミコン・カンパニー・リミテッドは、同年9月18 拒絶査定不服審判の請求をした(不服2000—14810号)ところ、特許 庁は、平成14年12月11日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決 (以下「本件審決」という。)をし、その謄本は、同月20日、エルジー・セミコン・カンパニー・リミテッドに送達された。

その後、平成15年2月20日、本願の出願名義人をエルジー・セミコン・ カンパニー・リミテッドから原告に変更する旨の届出がされた。

特許請求の範囲(甲4.8)

平成12年10月18日付け手続補正書により補正された後の本願に係る明 細書(甲4, 7, 8。以下「本願明細書」という。)の特許請求の範囲の記載は、 次のとおりである。

【請求項1】プロセッサおよびキャッシュメモリを有する第1エージェントと 関連する装置であって、システムメモリ手段と、該システムメモリ手段にアクセス 可能な前記第1エージェントと、前記システムメモリ手段にアクセス可能な第2エ ージェントとを有するシステムにおける前記第1エージェントの外部にある前記シ ステムメモリ手段と前記キャッシュメモリとの間の整合性を維持するための装置に おいて,

前記第1エージェントの前記キャッシュメモリと並列に前記第1エージェントの前記プロセッサに結合され、前記プロセッサから少なくとも1つのデータ、前 記1つのデータに関連するアドレス、および前記1つのデータに関連する制御コマンドを受信し、前記1つのデータがシステムバスを通じて前記システムメモリ手段 へ書き込まれる前に、前記1つのデータ、前記1つのデータに関連する前記アドレ スおよび前記制御コマンドを一時的に記憶する手段であって、前記制御コマンド は、前記1つのデータの全体を前記システムメモリ手段へ書込むことを示す全書込 み制御コマンド又は前記1つのデータの一部のみを前記システムメモリ手段へ書込

むことを示す部分書込み制御コマンドを備えるものである。受信して一時的に記憶 する手段と

前記システムバスに結合され、前記システムメモリ手段への前記第2エージ ェントによる書込みアクセスの発生を前記システムバスから検出する手段と、

前記受信して一時的に記憶する手段と前記検出する手段とに結合され且つ応 答して. (1)前記第2エージェシトによる前記書込みアクセスの発生が検出され ず、前記制御コマンドが部分書込み制御コマンドとして記憶されている場合には、 前記制御コマンドを全書込み制御コマンドへ選択的に変換し、 (2)前記第2エ-ジェントによる前記書込みアクセスの発生が検出された場合には,前記制御コマン ドを変更せずに維持する手段と

前記受信して一時的に記憶する手段に応答して、前記システムバスを介して 前記システムメモリ手段へ、記憶された前記1つのデータと、記憶された前記アド レスと、選択的に変換された前記制御コマンドまたは維持された前記制御コマンド とを供給する手段と

を備える装置。

(【請求項2】ないし【請求項13】は省略)

本件審決の理由の要旨(当事者間に争いがない。

本件審決は、次のとおり、本願明細書の発明の詳細な説明は、 にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果が記載されておらず、平成2年法律第30号による改正前の特許法(以下「旧特許法」とい う。)36条3項に規定する要件を満たしていないから、本願は拒絶すべきである シレた。 (1)

当審で通知した拒絶の理由

当審で平成13年5月17日付で通知した拒絶の理由(以下「当審で通知した拒 絶の理由」という。)では、理由2)において、次のとおり、「コンパレータ2 9」において、何が比較されているのか、比較の結果どのような信号が出力されているのか、の二点について不明瞭であると、不備を指摘している。

「本願は、明細書及び図面の記載が次の点で不備のため、特許法36条3 項に規定する要件を満たしていない。すなわち、本願明細書8頁19行乃至9頁1 行に、「CPU10は、SB20に結合された他の作用物がメモリ24に書き込み を行うときに検出するための,コンパレータ29のような,回路を含む。この他の バス作用物は、例によると、マルチCPUシステムのたのCPUであり得、またデ ィスク又は通信ポートのような I / O デバイスからメモリ24にデータを書き込む ために使用可能な I / O インターフェース回路であり得る。他の作用物による書込 みアクセスの発生はキャッシュ14の問い合わせ(interrogation) 及び、もし必要なら、キャッシュ14の無効(invalidation)が結果 となる。これらの機能を行う回路(示さず)は公知である。更にSB20を通じてのそのような書き込みアクセスの発生はコンパレータ29によって検出され、"シ ステム外部書込み保留(system external write pend (SXWP) 信号を生成する」と記載されているが、該記載に対応する 図面第2図を参照すると、該「コンパレータ29」には「NANDバッファ26b ~26f」の出力が入力され,他に入力されている信号が見当たらないので, 「コンパレータ29」において何が比較され、何が出力されているのか、本願明細 書の記載の内容からは不明瞭である。」

出願人の主張

これに対し出願人は、平成13年11月19日付の意見書において、次のとおり 主張している。

「本願発明では、FIFOに記憶されメインメモリへ書き込まれるデータ のアドレスか、別のエージェントによりアクセスされSB20で検出されるアドレ スかにかかわらず、SB20で検出される何れの書き込みアクセスに対しても、S XWP信号を生成する(例えば、本願明細書の10頁21行~11頁1行を参 照)。

コンパレータ29へはMCO*, MC1*, MC2*, MC3*の4つの みの入力が示されている。MCO*~MC3*は、メモリ制御装置へ結合されてお り、第2エージェントがメインメモリヘアクセスすると、MCO*~MC3*の状態が、第2エージェントのアクセスを反映する。即ち、第1エージェントは、第2 エージェントによるメインメモリへのアクセスを、MCO*~MC3*により検出 することができる。

また、本願発明は、更なる回路を追加することにより、検出されたシステムバス書き込みがFIFO内に有るアドレスと同じアドレスに対してのものであるときのみ、SXWP信号を生成するようにすることも開示する。

即ち、コンパレータ29への入力はMCO*~MC3*であり、出力はS XWP信号である。

上記の説明により、指摘された点は明瞭になったものと思料する。」

検討

出願人の前記主張について、検討する。

まず、出願人の、

「本願発明では、FIFOに記憶されメインメモリへ書き込まれるデータ のアドレスか、別のエージェントによりアクセスされSB20で検出されるアドレ スかにかかわらず、SB20で検出される何れの書き込みアクセスに対しても、S XWP信号を生成する(例えば、本願明細書の10頁21行~11頁1行を参 コンパレータ29へはMC0*, MC1*, MC2*, MC3*の4つの みの入力が示されている。MCO*~MC3*は、メモリ制御装置へ結合されてお り、第2エージェントがメインメモリヘアクセスすると、MCO*~MC3*の状態が、第2エージェントのアクセスを反映する。即ち、第1エージェントは、第2 エージェントによるメインメモリへのアクセスを、MC0*~MC3*により検出 することができる。」

という主張について検討するに、前記主張には、 「コンパレータ29」に おいて何が比較されているのか、比較の結果どのような信号が出力されているのかについて、何も述べられておらず、当審で通知した拒絶の理由で指摘した前記の点は、依然として不明瞭なままである。

次に、出願人の

「また,本願発明は,更なる回路を追加することにより,検出されたシス テムバス書き込みがFIFO内に有るアドレスと同じアドレスに対してのものであ るときのみ、SXWP信号を生成するようにすることも開示する。」

という主張について検討するに、前記主張で開示されているとされた構成

の根拠となる記載は、
「本発明の現在好ましい実施例では、SXWP信号はSB20で検出されるいずれの書き込みアクセスについても生成される。しかしながら、例えば、キャッシュ14内に含まれている頁と同じメモリ24のページへの書込みの発生のとき にのみSXWP信号を生成するために書き込みの発生に関連してシステムアドレス バスを復号するように、更なるロジックが用いられうることが理解されるであろ う。その上、SB20アドレスバスの更なる復号をもって、SXWP信号は、検出されたシステムバス書き込みがアドレス、即ち現在FIFO18内にあるアドレス と同じアドレス, に発生するときのみ生成される。」(本願明細書10頁21行目から28行目参照, 以下「根拠記載」という。)
であると認められるが、前記根拠記載は、SXWP信号を生成するために

更なるロジック(論理回路)が用いられうることが理解されるであろうという 推測を示したに過ぎないものである。この推測に、技術常識、周知技術を加味したとしても、システムバス書き込みがFIFO内に有るアドレスと同じアドレスに対するものであるときのみ、SXWP信号を生成するような、具体的な論理回路を当ずなどがあるときのみ、SXWP信号を生成するような、具体的な論理回路を当 業者が想起することは不可能である。

したがって、前記主張は当業者が実施することができない構成に基づく 主張であるから、そもそも、前記主張における「コンパレータ29」に関する主張 について検討するまでもない。念のために検討しても、前記主張には、「ゴンパレータ29」において何が比較されているのか、比較の結果どのような信号が出力さ れているのかについては、何も述べられていないので、当審で通知した拒絶の理由 で指摘した前記の点は、依然として不明瞭なままである。

次に、出願人の、

「即ち、コンパレータ29への入力はMCO*~MC3*であり、出力は SXWP信号である。」

という主張について検討するに、この主張においても「コンパレータ2 9」において何が比較されているのか、比較の結果どのような信号が出力されてい るのかについては、何も述べられていないので、当審で通知した拒絶の理由で指摘 した前記の点は、依然として不明瞭なままである。

エーそして、本願明細書の発明の詳細な説明の記載は、本願明細書の「発明

の分野」に記載の

「本発明はデータ処理用の装置及び方法に関し、より詳細には、ライトスルーキャッシュと書き込みデータをバッファリングするための前記キャッシュと平行するローカルバッファメモリとを有する中央処理装置(CPU)に関する。CPUは外部で生じたメインメモリへの書き込みの発生(occurrence)を検出する回路、及びメインメモリのデータがバッファメモリからの新しくない可能性のあるデータで重ね書きされるのを避けるために、関連するメモリコマンドを書き込みアクセスワード形式から、書き込みアクセスのワード形式より少ないように変更する回路を含む」(本願明細書1頁4行目から11行目参照)

旨のものを開示しており、詳細には、

「更に本発明に従うと、CPU10は、SB20に結合された他の作用物がメモリ24に書き込みを行うときに検出するための、コンパレータ29のような、回路を含む」(本願明細書8頁19行目から21行目参照)

ものであるから、前述のように、SXWP信号を出力するコンパレータ29の比較処理及び出力信号に関する記載が不明瞭なままでは、当業者が本願明細書の発明の詳細な説明に記載された構成を実現することはできない。

したがって、本願明細書の発明の詳細な説明の記載は、当業者が容易に その実施ができる程度に、その発明の構成を記載したものであるとは認められない。

(4) ますび

以上のとおり、本願明細書の発明の詳細な説明は、当業者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果が記載されているとは認められず、特許法36条3項に規定する要件を満たしていないから、本願は、前記当審で通知した拒絶の理由により拒絶するものとする。 第3 原告主張に係る本件審決の取消事由の要点

本件審決は、本願明細書の記載を誤って解釈し、その結果、本願明細書の発明の詳細な説明の記載が旧特許法36条3項の要件を満たしていないと誤って判断したものであり、その誤りは本件審決の結論に影響を及ぼすことが明らかであるから、違法として取り消されるべきである。

ら、違法として取り消されるべきである。 1 本件審決は、本願明細書8頁19行~9頁1行の記載に関して、コンパレータ29において、何が比較されているのか、比較の結果どのような信号が出力されているのか、不明瞭である旨判断したが、次のとおり、本願明細書には、コンパレータ29で比較される信号や、その比較の結果出力される信号が記載されているから、上記判断は誤りである。

(1) 本願発明の実施例において、コンパレータ29は、他の作用物がメインメモリ24に書き込みを行うことを示すメモリ制御信号(ワード書込み、ハーフワード書込み、バイト書き込みの3種類の信号)がSB20上にあるか否かを検出するために、SB20上の信号と基準信号とを比較する。

比較対象信号は、次の様式でコード化されたワード書き込み、ハーフワード書き込み及びバイト書き込みの各メモリ制御信号である。

MC2* MC0*MC1* MC3* ワード書き込み 0 0 O ハーフワード書き込み 0 0 1 0 バイト書き込み 0 1 0 1

コンパレータ29は、上記のメモリ書き込みのための制御信号を検出するのであるから、上記コード化パターンが基準制御信号として設定されていることは自明である。

これらのことは、本願明細書の「MCn*制御ビットは以下の様式でメモリアクセスの形式をメモリ制御装置22に識別するようにコード化される。」(7頁7~8行)、「CPU10は、SB20に結合された他の作用物がメモリ24に書き込みを行うときに検出するための、コンパレータ29のような、回路を含む」(8頁19~21行)及び「SB20を通じてそのような書き込みアクセスの発生はコンパレータ29によって検出され」(8頁26~27行)との記載から明らかである。

本願の優先日前である昭和63年3月25日に公開された特開昭63—66634号公報(甲11)には、内部に基準値を予め設定して記憶しておき、外部から比較する信号(被比較信号)のみを入力し、基準値と被比較信号との比較結果を示す信号を出力するデジタル型のウインドウコンパレータ(デジタルコンパレー

タの一種)が開示されている。このことは、本願が出願される以前より、比較する信号のみが入力され、その信号とコンパレータ内に記憶された基準信号とを比較するようなコンパレータが一般に知られていたことを示すものである。

(2) 本願発明の実施例において、コンパレータ29からの出力信号は、システム外部書き込み保留(SXWP)信号である。コンパレータ29は、SB20に結合された作用物がメインメモリ24のデータを更新しようとするときのメモリ制御信号を検出した場合、JKフリップフロップ(F/F)30に対し、システム外部書き込み保留(SXWP)信号を出力する。

このことは、本願明細書の「SB20を通じてそのような書き込みアクセスの発生はコンパレータ29によって検出され、"システム外部書き込み保留(system external write pending)"(SXWP)信号を生成する。この信号はJKフリップ/フロップ(F/F)30への入力であり、この信号のアサートはF/F30が次のクロック(CLK)入力のエッジにセットするように影響する」(8頁26行~9頁3行)、「SXWP信号はSB20で検出されるいずれの書き込みアクセスについても生成される。」(10頁21~22行)との記載から明らかである。

コンパレータ29から出力されるSXWP信号は、いくつかの処理回路を経て、強制ワード書き込み処理を無効とする。強制ワード書き込み処理とは、バッファ26a、26bを介してメモリ制御信号のうちのMC2*及びMC3*を「0」とすることにより、ハーフワード書き込みまたはバイト書き込みを強制的にワード書き込み形式に変換する処理(本願明細書7頁23~26行及び図2)である。この強制ワード書き込み処理を無効にすることにより、ハーフワード書き込みしてある。この強制ワード書き込みのまま、バイト書き込みはバイト書き込みのまま維持され、メインメモリ24のデータを更新させる。

2 被告が指摘する以下の点は、いずれも理由がないばかりか、そもそも本件審決が指摘していない点であるから、本件訴訟の審理範囲に入らない。

(1) 第4, 2の主張について、ハーフワード書き込み及びバイト書き込み処理 を強制ワード書き込み処理に変更することは、メインメモリ24への書き込み方法 を変更することであり、書き換えるべきデータやそのアドレス等の属性情報を変更 するものではない。

本願明細書において、FIFO18は、データライン12a、関連するアドレスライン12b、及び関連する制御ライン12cと結合されており(図1参照)、これらのラインからFIFO18へ入力される種々の情報により、書き換えられるデータの属性情報が認識・維持されることは、当業者であれば理解できることである。また、「制御ラインはデータ及びアドレスに関連するメモリアクセスの形式を識別する。即ち、制御ラインはプロセッサ12がFIFO18に記憶された関連するワードのデータをバイト書き込み、ハーフワード書き込み、又はワード書き込みを行ったかどうかを示す。」(6頁25~28行)との記載からも、書き換えられたデータの属性情報が維持されることは明らかである。

なお、ワードは2つのハーフワードで構成されるものであり、あるハーフワードがいずれのワードに属するかは、ハーフワードに付随するアドレス情報及びワードに付随するアドレス情報に基づいて判別可能である。

したがって、FIFO18に一時的に記憶されている、ハーフワード書き込み処理がなされたデータは、属性情報、すなわち、書き換えられたデータの部分に対応するアドレス等の情報を維持しており、FIFO18内においても書き換えられた部位を特定することが可能であることは、当業者にとって自明である。

また、データには上述のようなアドレス情報が付随しているのであるから、それぞれの書き込み(バイト書き込み、ハーフワード書き込み、ワード書き込み)命令に対応したデータ単位でデータをFIFOから読み出す構成も、当業者であれば理解できることである。

(2) 第4, 3の主張について、甲12に示されるように、本願発明のような複数の作用物(CPU)を含むマルチプロセッサシステムがバス・ロック機能を備えることは、本願発明が属する技術分野の当業者にとって周知のことである。

したがって、MCO*ないしMC3*には、当時点でSB2Oを占有している唯一のCPUnからのデータ・信号が反映されていることは明らかであり、ある作用物からの信号に他の作用物からの信号がさらに作用し得る不安定な状態になることはない。

(3) 第4, 4の主張について、本願明細書の「信号名に続く星印は、従来の様

式で論理零または以下のときに信号はアサートされる(asserted)ことを示す」(7頁6~7行)という記載から、実施例の回路は負論理を採用していることが明らかである。つまり、MCO*~MC3*の信号は、論理Oのときにアサートの状態であり、論理1のときにデアサートの状態であるということが理解できる。

そうすると、ある作用物においてSB20をアクセスしない処理が行われているとき、つまり、その作用物がバスアクセス権を有さず、SAEN信号がデアサートとなっているとき、MCO*~MC3*上の信号がすべて1になり、他の作用物がメモリ24への書き込みアクセスを行うと、その書き込み種別はMCO*~MC3*に反映されることになる。

したがって、被告が主張するような「他の作用物の書き込みを判別することができなくなる」という問題が生じることはない。

(4) 第4,5の主張について、CPUnがメインメモリへデータを書き込み、その後にバスアクセス権を解放し、その後にCPU1がバスアクセス権を得るまでの間の時間(つまり、CPU1のコンパレータ29がSXWP信号を出力した時から、CPU1がバスアクセス権を得る時までの時間)は、CPU1における書き込み方法の変更のために要する2クロック分の遅延時間よりも長いものである。また、「プロセッサ12は典型的にはSB20よりも速いクロック値で動作し」(本願明細書5頁9~10行)という記載からも、一般的に作用物(CPU)内部のクロック速度がバスのクロック速度よりも速いことが理解できる。

すなわち、CPUnがバスを解放してCPU1がバスアクセス権を得るまではデータがCPU1からバスへ出力されず、FIFOに保留されることになり、且つ、CPU1がバスアクセス権を得るまでの間にCPU1内部において書き込みの方法が変更されることになる。したがって、CPU1の内部においてSXWP信号から2クロック分遅れてUNFWW信号が出力されること、つまり、書き込み方法の変更に2クロック分の時間を要することによる動作上の不具合は全くない。第4 被告の反論の要点

本件審決の判断に誤りはなく、原告の主張する本件審決の取消事由には理由がない。

1 コンパレータには、基準信号と比較する信号とがそれぞれ入力されるのが通常であり、原告の主張するような、その内部に基準値が予め複数個設定され、比較する信号のみを入力するようなコンパレータは一般には知られていない。例えば、市販されている一般的なICの規格を示した「'90年最新74シリーズIC規格表」(1990年6月30日CQ出版株式会社発行)(乙1)には、基準信号と比較する信号とがそれぞれ入力される2入力のコンパレータしか示されていない。

原告の主張するコンパレータ29は、4ビットの入力値を、内部に設定した4ビットの複数の設定値のいずれかと比較して一致するか否かを検出し、出力するものであるが、甲11記載のコンパレータは、複数個(6個)の4ビット比較器を使用する従来例のコンパレータを小型化するという目的からしても、4ビット以下の比較を前提とし得ないものであり、しかも、ウインドウコンパレータであるから、その比較は設定値と比較して一致を出力するものではない。したがって、甲11は、原告の主張するようなコンパレータが一般に知られていることの裏付けにはならない。

2 本願明細書の記載からは、CPU1によるハーフワード書き込み処理を、FIFO18内に記憶しておいたワードデータに対し行うと、もはや、CPU1が上位又は下位のいずれのハーフワードを書き換えたのか区別がつかなくなるから、そうすると、FIFO18のワードデータに基づき、ハーフワード書き込みでメインメモリ24のデータを書き換えようとしても、FIFO18の上位又は下位のいずれのハーフワードを用いて書き換えればよいのか判断できなくなる。

また、本願明細書の記載からは、強制ワード書き込みを無効とすることにより、強制ワード書き込みをハーフワード書き込み又はバイト書き込みに変更し、ハーフワード書き込みはハーフワード書き込みのまま、バイト書き込みはバイト書き込みのまま維持する際に、アドレスデータをどのように変更するのか、また、書き込みデータをワードデータからハーフワード又はバイトのデータにどのように変更するのか、が明らかでない。

さらに、本願明細書の記載からは、書き込み命令に対応したデータ単位でデータをFIFO18から読み出すための具体的構成や、FIFO18から読み出した情報を処理してメモリ制御装置に渡すための具体的構成が不明である。

3 本願明細書の「バッファ26c乃至26fはSB20に4ビットメモリ制御

信号(MCO*乃至MC3*)を与え」(7頁4~5行)等の記載によれば、SB2Oには、各作用物のMCO*~MC3*が与えられている。そして、各作用物は、それぞれ独立して動作するものと考えられるから、SB2O上に与えられるMCO*~MC3*は、ある時点においてどの作用物からの信号が反映されているのか明確でなく、ある作用物からの信号に他の作用物からの信号が更に作用し得る不安定な状態になってしまうという問題が生じる。しかしながら、その解決方法は何ら記載されていない。

なお、原告が主張するように、本願発明のものがバスロック機構を備えているとすると、バスロック機能は、他の作用物のバスに対するすべてのアクセスを禁止するものであるから、バスにアクセスできない他の作用物は、当該占有した作用物の書き込み信号を、バスの一部であるMCO*~MC3*によって検知し得ないこととなる。したがって、本願発明のものにバスロック機構があると、本願発明の機能を阻害することになる。

また、図2の回路に、どのようにバスロック機構を組み込めば原告の主張するような機能を発揮できるのか、その具体的構成を本願明細書から読み取ることはできない。例えば、本願明細書の発明の詳細な説明には、バスロックをどの時点からどの時点まで行うか、バスロックの際にFIFO18に各種データがどのようにして保留されるのか等について記載がない。

4 本願明細書記載のものでは、ある作用物において、SB20をアクセスしないレジスタ演算等の処理が行われている場合は、図2のSAEN信号がLとなり、ワイアード・オア結合されたMCO*~MC3*には常に1が出力される。これによって、コンパレータ29の4本の入力はすべて1に固定されるので、他の作用物がメモリ24へワード書き込みでアクセスしたとしても、その書き込み種別はMCO*~MC3*に反映されず、正常にその書き込みを判別することができなくなってしまうという問題が生じる。しかしながら、その解決方法は何ら記載されていない。

5 本願明細書の発明の詳細な説明と図2とを参照すると、SXWP信号は、JKフリップフロップ30及び36を経て、2クロック分遅れて、キャッシュヒットによる強制ワード書き込み信号FWWを無効にするUNFWW信号となる。したがって、FIFO18から前記強制ワード書き込みデータ、アドレス、制御信号が出力されてから、最も早い場合でも、2クロック後にUNFWW信号が出力されることとなる。ところが、この2クロックの間にも、当該作用物のFIFO18を含め他の作用物のFIFO18からも、本来無効にされるべきワード書き込みのためのデータ、アドレス、制御信号が出力され得るとの問題が生じる。しかしながら、その解決方法は何ら記載されていない。

なお、原告の主張するように、CPUnがメインメモリへデータを書き込み、その後にバスアクセス権を解放し、その後にCPU1がバスアクセス権を解放し、その後にCPU1がバスアクセス権を解放し、その後にCPU1がバスアクセスを権をクロクタの運延時間よりも長いものであると、作用物(CPU)内部のクロック速度よりも速いのであるから、CPUnがメモリ制御装でのより、では、バスのロックを解除し、CPU1がバスを占有する。その2クロック以上の間に作用物のSXWP信号が通り過ぎたJKフリックに、常識的には、CPU1において2クロック以上経過することとなる。その2クロック以上の間に作用物のSXWP信号が通り過ぎたJKフリッとの30、36のKはHレベルとなっており、SXWP信号のない状態がMC3*に伝搬されているから、新たにバスを占有したCPU1においては、MC3*に伝搬されているから、新たにバスを占有したCPU1においては、MC3*に伝搬されているから、新たにバスを占有したCPU1においては、MC3*に伝搬されているから、新たにバスを占有したCPU1においては、MC3*に伝搬されているから、新たにバスを占有したCPU1においては、それに対して、原告主張のとおりであれば、それに対して、原告主張のとおりであれば、それば、MC3*に対して、原告主張のとおりであれば、それば、MC3*に対して、原告主張のとおりであれば、それば対してのと思います。

第5 当裁判所の判断

1 原告は、「本件審決は、本願明細書の記載に関して、コンパレータ29において、何が比較されているのか、比較の結果どのような信号が出力されているのかが不明瞭である旨判断したが、本願明細書には、コンパレータ29で比較される信号や、その比較の結果出力される信号が記載されているから、上記判断は誤りである。」旨主張する。

(1) 本願明細書及び図面には、本願発明の目的及び実施例等について、次のように記載されている。

ア 「本発明はデータ処理用の装置及び方法に関し、より詳細には、ライトスルーキャッシュと書き込みデータをバッファリングするための前記キャッシュと

平行するローカルバッファメモリとを有する中央処理装置(CPU)に関する。CPUは外部で生じたメインメモリへの書き込みの発生(occurrence)を検出する回路、及びメインメモリのデータがバッファメモリからの新しくない可能性のあるデータで重ね書きされるのを避けるために、関連するメモリコマンドを書き込みアクセスのワード形式から、書き込みアクセスのワード形式より少ないように変更する回路を含む。」(1頁4~11行)

回路を含む。」(1頁4~11行) イ 「こで説明される発明は、マルチバイトのメモリワードを記憶するために編成された複数のメモリ装置をメモリ制御装置が制御するデータ処理シンドの形式で特に有用である。そのようなメモリでは、エラー検出及び訂正シンドのムビットは典型的にはメモリの多数のバイト、例えば32ビットメモリワードの4のワードを書き込むとき、エラーシンドロームビットはそのワード全体に対イトにわたって生成される。中央処理装置CPUがそのカードのインドを書き込むとき、エラーシンドロームがから、全体に対イードののフードを書き込むとき、10のデータなどのように、全ワードのが、10のデータない書き込みでするときには、メモリ制御装置にわたいでである。ときには、メモリ制御装置にわたいのデータを読み、そのバイードののデータを表現である。一切のように、この読み取りである。間のはify)/書き込み形式のアクセスは時間のかかる処理である。

あるシステムでは複数のCPUが共通のシステムバスに結合され、そしてそのバスを通じて1つまたはそれ以上のメモリユニットに結合されている。各CPUはローカルキャッシュメモリを有しており、メインシステムメモリの一部分の出してが維持される。そのようなシステムでは、キャッシュメモリ内のデータのでは、そのようなシステムはライトスルー形式のキャッシュメモリを用いており、キャッシュに書き込まれたデータはまたキャッシュを"スルー(through)"してメインメモリに書き込まれる。こうするためにキャッシュと平行に先入れ先出して、ドロータをシステムバスを通じてメインメモリにあたえる前に一時的にそのデータをシステムバスを通じてメインメモリにあたえる前に一時的にそのデータをバッファリングする。FIFOは通常はワード幅又はそれ以上である。

幅が1つのワードよりも少ないこれらの書き込み動作に対しては、FIFO内に記憶されたデータは読み取り/変更/書き込み形式のアクセスの結果に反映され、そこではバイト又はハーフワードはCPUによってキャッシュワードと既にマージされている。よって、バイト又はハーフワードをメモリに書き込みそしてエラーシンドロームビットの生成における読み取り/変更/書き込みサイクルの時間遅延を被る代わりに、より効率的なキャッシュメモリライトスルー技術は全かつ既にマージされたワードをFIFOからメモリに書き込む。

しかしながら、マルチプロセッサシステムの他のCPUのような他のシステムバス作用物(agent)が、ワードのデータが一時的にFIFOにバッファされる時間の間隔の間に、メインメモリに書き込むときに問題が起こる。この場合、メインメモリのワード、即ちFIFOのターゲット、は他のバス作用物によって今更新されたところかも知れない。FIFOからフルワードが書き込まれることを許すと、FIFO内に含まれる古いデータによって新しいデータが重ね書きされ、メインメモリの新しいデータが壊される結果となる。

従って本発明の1つの目的は、ローカルキャッシュメモリへの書き込み動作の結果としてメインメモリ内のデータを更新するための方法及び装置を提供することである。

本発明の他の目的は、FIFOバッファのようなデュアルポートメモリをキャッシュメモリと平行に与えることによってメインメモリ内のデータを更新するライトスルーキャッシュを用いるための方法及び装置を提供し、更にいつFIFOバッファからメインメモリへのフルワード書き込みのデータを無効にする書き込みがメインメモリに起こるかを検出するための回路を提供することである。

更に本発明の目的は、FIFOバッファをキャッシュメモリと平行に与えることによってメインメモリ内のデータを更新する、ライトスルーキャッシュを用いるための方法及び装置を提供し、更にいつ書き込みがメインメモリに起こるかを検出するための回路、及びメインメモリのデータが新しくない可能性のあるデータで重ね書きされるのを避けるために、関連するメモリコマンドをワード書き込み(word write)アクセスから、書き込みアクセスのワード形式より少ないように

変更する回路を提供することである。」(1頁13行~3頁13行)

エ 「FIFOバッファ18のようなデュアルポートメモリデバイスがキャッシュ14と並列に結合されている。FIFO18は、メインメモリ24を更新することを意図している書き込みデータを短期間バッファするように機能し、メインメモリ24はメモリ制御装置22を介してシステムバス20に結合されている。FIFO18は、書き込みデータがSB20に与えられる前に、プロセッサ12からデータを受信し記憶するように動作する。」(5頁3~8行)

「1つのワードよりも短い書き込み動作については、FIFO18に記 そこでは読み取り/ <u>憶されたデータはキャッシュ書き込みヒットの結果を反映し、</u> 変更/書き込み形式のアクセスは1つのバイト又はハーフワードとキャッシュワー <u>ドとをマージするようにプロセッサ12によって行われる。また、あるCONT1</u> 2 ラインは、ワード書き込みとして書き込みが成されたことをメモリ制御装置 2 2 に示し、それによって読み取り/変更/書き込みのメモリ制御装置サイクルを達成 するのに要求される付加的な時間を除去する。しかしながら、例えば、ワードのデータが一時的にFIFO18にバッファされる時間の間隔の間にCPUnがメモリ 24に書き込むとき、前記の問題が起こる。この場合、メインメモリのワード、即 ちFIFO18書き込みのターゲット、はCPUnによってちょうど変えられたと ころかもしれない。もしFIFO18書き込みがワード書き込みとして処理される ことが許されたら、新しいデータはキャッシュ14からの古いデータによって重ね書きされてしまうであろう。CPUn又は他のバス作用物によってメモリ24にな された書き込みをCPU1内で検出し、そしてCONT12cメモリコマンドライ ンがワード書き込みの代わりにバイト書き込み又はハーフワード書き込み動作を示 すように変えることによって、この問題は避けられることを説明する。このことに よって,メモリ制御装置22は書き込まれたバイト又はハーフワードのデータにの み動作し、そしてバイト又はハーフワードとメインメモリからのワードとをマージ するように従来の読み取り/変更/書き込み形式のサイクルを行うようにする。バイト又はハーフワードはアドレスの最下位側ビットによって識別され、それもはた FIFOによってバッファされる。」(5頁24行~6頁16行) カ 「図2を参照すると、FIFO18が詳細に示されている。単一のデバ

カ 「図2を参照すると、FIFO18が詳細に示されている。単一のデバイスとして示されているが、FIFO18は32データライン12a、関連する32ビットアドレスライン12b、及び関連する制御ライン12cをバッファするために典型的には複数の個別のFIFOデバイスを備えていることに留意されたい。例によると、制御ラインはデータ及びアドレスに関連するメモリアクセスの形式を満別する。即ち、制御ラインはプロセッサ12がFIFO18に記憶された関連するワードのデータにバイト書き込み、ハーフワード書き込み、又はワード書き込みを行ったかどうかを示す。バス18aはFIFO18の出力からの、バッファされたデータ(BDATA)、バッファされたアドレス(BADDR)、及びバッファされたデータ(BDATA)、バッファされたアドレス(BADDR)、及びバッファされた制御ライン(BCONT)を含む。複数のシステムバス20ドライバはFIFO18の出力18aと関連している。図2ではBCONTラインの一部分と関連しているそれらドライバ26のみが示されている。バッファ26c乃至26fはSB20に4ビットメモリ制御信号(MCO*乃至MC3*)を与え、信号名に続く星印は、従来の様式で論理零又は以下のときに信号はアサートされる(asserted)では、近来の様式で論理零又は以下の様式でメモリアクセスの形式をメモリ制御装置22に識別するようにコード化される。

<u>MC0*</u>	MC1*	MC2*	MC3*	
0	0	0	0	ワード書き込み
0	0	1	0	ハーフワード書き込み
0	0	1	1	バイト書き込み

NANDバッファ26cから26fは、制御システムアクセスイネーブル(SAEN)信号がCPU10の回路(示さず)にアサートされたときに、それらの関連するメモリ制御ビットをSB20に駆動するようにイネーブル(使用可能)にされる。SAENのアサートはCPU10からSB20へのデータの駆動をイネーブル(enable)にする。

2個の更なるNANDバッファ26a及び26bがバッファ26c及び 26dに関連していて、それらの出力はそれぞれバッファ26cと26dの出力に ワイヤーオアド(wire-ored)されている。<u>好ましくはバッファ26はオープン制御</u> 装置形式のデバイスであり、そこではそのようなワイヤーオアド接続は容易になさ れている。

バッファ26a及び26bの目的は、制御信号表示をMC2*及びMC 3*が両方低のワード書き込み表示にするよう、バイト書き込み又はハーフワード 書き込み制御信号表示、MC2*及びMC3*高又はMC2*高及びMC3*低 を、それぞれ、通常無効にすることである。バッファ26a及び26bの各々は入 力信号としてゲート28の出力を有し、ゲート28は入力信号として"強制ワード 書き込み(force word write)"(FWW)信号を有する。FWWはバッファされ た制御ラインのひとつであってFIFO18から出力されており、FWWはプロセ ッサ12書き込みがキャッシュをヒットするときにアサートされるキャッシュ書き 込みヒット(CACHE WRITE HIT)信号の結果として高とアサートされ る。」(6頁21行~8頁4行)。

る。」(6頁21行~8頁4行)。 キ 「<u>更に本発明に従うと、CPU10は、SB20に結合された他の作用</u> 物がメモリ24に書き込みを行うときに検出するための、コンパレータ29のよう な、回路を含む。」(8頁19~21行)

ク「更にSB20を通じてのそのような書き込みアクセスの発生はコンパレータ29によって検出され、"システム外部書き込み保留(system external write pending)"(SXWP)信号を生成する。この信号はJKフリップフロップ(F/F)30への入力であり、この信号のアサートはF/F30が次のクロック(CLK)入力のエッジにセットするように影響する。F/F30のQ出力は"外部書き込み保留"(XWP)と表示された信号であり、アサートされたときに、それは外部で生成された書き込みがSB20に起こったことを示す。」(8頁26行~9頁5行)

「F/F30からのXWP信号出力は、FIFO18からのEMPTY <u>ラグと関連してANDゲート34に与えられる。</u>FIFO18が空のとき,即 ちFIFO18がバッファされた書き込みを含んでいないとき、EMPTY*信号 は低でありANDゲート34からの低を強制する。FIFO18が1個又はそれ以 上のバッファされた書き込みを含むときEMPTY*信号はデアサート又は高であ る。XWPが高、XWPはメモリ24への外部システムバス書き込みの発生を示す、であるのに関連してEMPTY*が高であると、ANDゲート34は高の出力 を有するようになる。ANDゲート34からの高の出力はJK F/F36の力に加えられ、CLKのエッジと関連して、Q*出力が低に行くようにする。 F<u>/F36のJ入</u> F36のQ*出力は"強制ワード書き込みアンドゥ (undo forced word write)" (UNFWW*) で表された信号である。外部システムバス書き込みが検出されキ ャッシュ問い合わせが保留され(XWPは高)そしてFIFO18が少なくとも1 個のバッファされた書き込みを含んでいる(EMPTY*は高)ときのみ、UNF WW*信号は低にアサートされる。 <u>UNFWW*がアサートされ、即ち低であることがANDゲート28の出力を低にし、更にNANDゲート26a及び26bの出</u>力を高にするようにする。これがFWWのアサートにより強制されたワード書き込 <u>みを無効にし、バッファされたメモリ制御信号(BMC2とBMC3)の状態が</u> それぞれメモリ制御ラインドライバ26dと26cの出力で反映されるようにす 言い換えると、もしプロセッサ12がFIFO18内でのワードのデ こおいてバイト書き込み又はハーフワード書き込みを達成したら、 MC3*ラインはメモリ制御装置22にそれを表示する。バイト書き込み又はハーフワード書き込みメモリ制御信号の発生は、アドレスバスと関連して、メモリ24のアドレスされたワードへの読み取り/変更/書き込みサイクルとしてメモリ制御 <u>装置22によって解釈される。アドレスバスの最下位側ビットによって識別される</u> バイト又はハーフワードが,メインメモリから読まれるデ-ECCシンドロームビットが生成され、ワードがメモリに戻して書き込まれ この様式では他のバス作用物によって最近変えられたかもしれないワード内

の

いずれの他のデータもFIFO18内のフルワードのデータによって重ね書きされない。

<u>もしUNFWW*がアサートされなければ、FWWがアサートされている間はANDゲート28の出力は高である。この高は、SAENがアサートされているのと関連し、オープンコレクタバッファ26aと26bの出力の両方が低であるようにする。これらの出力の各々に結合されたワイヤーオアドノードは従って論理低に強制され、そしてメモリ制御信号がメモリ制御装置22へのワード書き込み(MCO*乃至MC3*すべて低)として現れる結果となる。」(9頁11行~10頁17行)</u>

コ 図2には、制御信号MC0 * \sim MC3 * がコンパレータ29に入力されること、コンパレータ29の出力SXWP信号がJKF/F30に入力されること、JKF/F30の出力XWP信号がANDゲート34を介してJKF/F36に入力されること、FIFO18の出力BCONT信号がNANDバッファ26c~26fを介して制御信号MC0 * \sim MC3 * として出力されること、FIFO18の出力FWW信号とJKF/F36の出力UNFWW信号がANDゲート28に入力され、その出力はNANDバッファ26a及び26bを介してそれぞれNANDバッファ26c及び26dの出力と接続されることが記載されている。

以上の記載を総合すると、①本願発明は、各々がライトスルー型式のキャ ッシュメモリとバッファのための記憶手段(FIFOメモリ)とを有する複数のC PUが、共通のシステムバスを通じてメインメモリに結合されたマルチプロセッサ システムであって、メインメモリはマルチバイトのメモリワード(例えば、32ビ ット)を記憶するように構成され、CPUがバイト(8ビット)又はハーフワード (例えば、16ビット)でデータの書き込みを行うときにキャッシュメモリ内に存 在する1ワードのデータとマージして記憶手段(FIFO)内に蓄積し,フルワー ドとしてメインメモリに書き込むようにされたシステムにおいて、ある1つのCP Uがデータを更新する際に、そのキャッシュ内に存在する更新されていない古いデ 一タとマージしてワード書き込みを行う場合に生じる問題を解決することを目的と し、各CPUに他のCPUが行った書き込み(バイト書き込み、ハーフワード書き 込み及びワード書き込み)を検出するための手段を設け、他のCPUの書き込みが検出された場合には、ワード書き込みをするところを、元の書き込み方法(バイト書き込み、ハーフワード書き込み)による書き込みに変更するものであること、② そのために、本願発明の実施例では、各CPUに検出手段としてのコンパレータ2 9を設け、コンパレータ29は、システムバスSB20上の各CPUからの制御信 号MCO*~MC3*を入力し、ワード書き込みを表す(0,0,0) に、MCO*~MC3*の各信号を表す。以下同様である。)、ハーフワード書き込みを表す(0,0,1,0)及びバイト書き込みを表す(0,0,1,1)を検出すること、この検出に応じて出力されるSXWP信号は、JKF/F等を介してU NFWW信号としてANDゲート28に入力され、強制ワード書き込み信号FWW 信号を無効化すること、ANDゲート28の出力は、(強制ワード書き込み信号F WW信号が出力されたときは、NANDバッファ26a及び26bを介してMC2 *及びMC3*を論理Oとし、ワード書き込みを表す(O,O,O)の信号を 形成するが、)UNFWW信号により強制ワード書き込み信号が無効化された場合 は、NANDバッファ26a及び26bの出力はMC2*及びMC3*に影響を及

ですることが記載されているものということができる。 そして、上記のとおり、コンパレータ29の機能、すなわち、制御信号MCO*~MC3*が入力され、制御信号が、ワード書き込みを表す(0、0、1、0)及びバイト書き込みを表す(0、0、1、0)及びバイト書き込みを表す(0、0、1、1)になったことを検出することが、本願明細書に明確に記載されている以上、当業者であれば、コンパレータ29には、上記書き込みを表す信号として与えられており、制御信号MCO*~MC3*との論理の一致を表する機能を有するものであること(したがって、コンパレータ29が甲11のももののように内部に基準信号を有するか、または、単に、コンパレータ29に入力をある。は、大力を開いています。

そうすると、本願明細書の記載から、コンパレータ29は、ワード書き込みを表す(0,0,0,0)、ハーフワード書き込みを表す(0,0,1,0)及びバイト書き込みを表す(0,0,1,1)の各基準信号と制御信号MC0*~MC3*とを比較し、その比較により両信号の論理の一致が検出されれば、SXWP

信号(システム外部書き込み保留信号)を出力するものであることが明らかである。したがって、本件審決の「コンパレータ29において、何が比較されているのか、比較の結果どのような信号が出力されているのかが不明瞭である」旨の判断は、誤りである。

(3) これに対し、被告は、以下のとおり主張するが、いずれも理由がない。 ア 被告は、「コンパレータには、基準信号と比較する信号とがそれぞれ入力されるのが通常であり、その内部に基準値が予め複数個設定され、比較する信号のみを入力するようなコンパレータは一般には知られていない。」旨主張する。

しかしながら、本願の優先日前である昭和63年3月25日に国内で頒布された甲11(特開昭63—66634号公報)には、「〔問題点を解決するための手段〕上記目的は、予め所定の内容に設定された記憶素子のアドレス入力に対応を印加し、該記憶素子の出力を比較値を印加し、該記憶素子の出力を比較結果とする構成をとることにより、達成出力を行なうように動作する。それによって、或る値以下のアドレスに対応するデータを負極性、その値を越えるアドレスに対応するデータを正極性に設定して新またできる。とにより、該記憶素子のアドレス入力信号として印した被比較値が取らしていたのある範囲内のみのデータを他と逆極性にすることができる。」との記載があるから、本願出願前に、のあるかを判定することができる。」との記載があるから、本願出願前に、今が一部に基準値が予め複数個設定され、比較する信号のみを入力するコンパレータが一般に知られていたことが明らかである。

これに対し、被告は、「甲11記載のコンパレータは、4ビット以下の 比較を前提とし得ないものであり、しかも、その比較は設定値と比較して一致を出 力するものではない。」旨主張するが、甲11のものが、その内部に基準値が予め 複数個設定され、比較する信号のみを入力するコンパレータである以上、ビット数 の多寡や、比較機能の差(ウインドウ型であるか、一致検出機能を有するものであ るか)の点は、上記認定を何ら左右しない。

イ 被告は、「①本願明細書の記載からは、ハーフワード書き込みでメインメモリのデータ書き換えを行う場合、FIFO18内のワードデータの上位又は下位のいずれのハーフワードを用いて書き換えればよいのか判断できないという問題がある。②強制ワード書き込みを無効とすることにより、アドレスデータをどのように変更するのか、書き込みデータをワードデータからハーフワード又はバイトのデータにどのように変更するのかが明らかでない。」旨主張する。

しかしながら、本願明細書には、前記(1)で指摘したように、 ードよりも短い書き込み動作については、FIFO18に記憶されたデータはキャ 「プロセッサ 1 2 によって行われる」こと(前記(1)オ), 「FIFO 1 8 は 3 2 テータライン 1 2 a、関連する 3 2 ビットアドレスライン 1 2 b、及び関連する制御ライン 1 2 c をバッファするために典型的には複数の個別の FIFOデバイスを備 「制御ラインはプロセッサ12がFIFO18に記憶された関連するワード ータにバイト書き込み,ハーフワード書き込み,又はワード書き込みを行った かどうかを示す」ものであり、「バッファ26a及び26bの目的は、制御信号表 示をMC2*及びMC3*が両方低のワード書き込み表示にするよう、バイト書き 込み又はハーフワード書き込み制御信号表示、MC2*及びMC3*高又はMC2 *高及びMC3*低を、それぞれ、通常無効にする」こと(前記(1)カ)、コンパレ ータによる外部書き込み保留信号(SXWP)の発生は、強制されたワード書き込 みを無効にし、これにより、「バッファされたメモリ制御信号(BMC2とBMC 3)の状態が、それぞれメモリ制御ラインドライバ26dと26cの出力で反映さ れ」、「バイト書き込み又はハーフワード書き込みメモリ制御信号の発生は、アド レスバスと関連して、メモリ24のアドレスされたワードへの読み取り/変更/書き込みサイクルとしてメモリ制御装置22によって解釈され」、「アドレスバスの最下位側ビットによって識別されるバイト又はハーフワードが、メインメモリから 読まれるデータワードとマージされ、ECCシンドロームビットが生成され、ワー ドがメモリに戻して書き込まれる」こと(前記(1)ク,ケ)が記載されている。

そうすると、上記記載から、CPUからのハーフワード書き込みのデータは、FIFO18において、キャッシュメモリからのデータとマージされてフルワードとして記憶され、同時に、CPUからのアドレス信号及び書き込み形式を指

定する制御信号もFIFO18に記憶され、データとともにメモリ制御装置に送られるものであること、ハーフワード書き込みであることは上記制御信号により示され、いずれのハーフワードであるかは、アドレスの最下位側ビットによって判別することができること、ワード書き込みを行う場合は、制御信号のMC2*及びMC3*を強制的に低レベルにするが、コンパレータの検出動作により書き込みが検出されると、制御信号MC2*及びMC3*の低レベルへの強制が無効とされること、ワード書き込みを無効にするときにアドレスデータや書き込みデータの変更は行われないことが明らかである。

したがって、上記①の主張については、アドレスの最下位側ビットによりワード内のハーフワードやバイトの位置を特定できるから、被告の主張するような「FIFO18内のワードデータの上位又は下位のいずれのハーフワードを用いて書き換えればよいのか判断できない」という問題が生じることはない。また、上記②の主張については、強制ワード書き込みを無効とする際にアドレスデータや書き込みデータの変更は必要でないから、主張の前提を欠き、理由がない。

また、被告は、「書き込み命令に対応したデータ単位でデータをFIFO18から読み出す具体的構成や、読み出した情報を処理してメモリ制御装置に渡す具体的構成が不明である。」旨主張する。しかしながら、書き込み命令に対応したデータの単位は、アドレス及び制御信号により判別可能であることが明らかであるし、また、メモリ制御装置に情報を渡す構成に関しては、キャッシュメモリ及びFIFOメモリ18がバスインターフェースを介してシステムバス20に接続されることが図1に記載されている。したがって、それ以上に上記各具体的構成の開示がなくても、当業者であれば、本願発明を容易に実施することができるものというべきである。

ウ 被告は、「SB20には、各作用物(CPU)のMC0*~MC3*が与えられており、各作用物は、それぞれ独立して動作すると考えられるから、SB20上に与えられるMC0*~MC3*は、どの作用物からの信号が反映されているのか明確でなく、ある作用物からの信号に他の作用物からの信号が更に作用し得る不安定な状態となる。」旨主張する。しかしながら、原告が主張するように、複数のCPUを含むマルチプロセッサシステムにおいて、複数の作用物が同時にバスにアクセスできないことは、周知の技術常識である(例えば、甲12)から、上記のような問題が生じることは考えられない。

これに対し、被告は、「バスロック機能は、他の作用物のバスに対するすべてのアクセスを禁止するものであるから、バスにアクセスできない他の作用物は、バスを占有した作用物の書き込み信号を検知し得ない。したがって、本願発明のものにバスロック機構があると、本願発明の機能を阻害する。」旨主張する。しかしながら、バスロック機能は、他のCPUのバスの使用を禁止するものであり、他のCPUがバス上の信号をコンパレータで検知するのに、バスへのアクセス権を必要とすることは考えられないし、他のCPUのコンパレータの検出動作がアクセス権を有するCPUのバスアクセス動作に反するものであるとも認められない。また、被告は、「バスロック機構をどのように組み込むかについての具

また、被告は、「バスロック機構をどのように組み込むかについての具体的構成が記載されていない。」旨主張する。しかしながら、バスロック機構自体は周知の技術常識であるところ、本願発明は、バスロック機構を前提としたものであって、特段、バスロック機構と矛盾する原理や機能を有するものではないから、本願発明にバスロック機構をどのように組み込むかについての具体的構成が本願明細書に開示されていなくても、当業者であれば、本願発明を容易に実施することができるものというべきである。

工被告は、「ある作用物において、SB20をアクセスしないレジスタ演算等の処理が行われている場合には、SAEN信号がLとなり、ワイアード・オア結合されたMCO*~MC3*には常に1が出力される。これによって、コンパレータ29の入力がすべて1に固定されるので、他の作用物がメモリ24にワード書き込みでアクセスしたとしても、その書き込み種別がMCO*~MC3*に反映されず、正常にその書き込みを判別することができなくなる。」旨主張する。

本願明細書には、上記のように、「バッファ26c乃至26fはSB2 〇に4ビットメモリ制御信号(MCO*乃至MC3*)を与え、信号名に続く星印は、従来の様式で論理零又は以下のときに信号はアサートされる(asserted)ことを示す」(前記(1)カ)と記載されており、このことは、MCO*~MC3*の信号は、論理Oのときにその信号が意味をもつこと(いわゆる負論理)を表している。また、「好ましくはバッファ26はオープン制御装置形式のデバイスであり、そこ ではそのようなワイヤーオアド接続は容易になされている」(前記(1)カ)ものであり、バッファ26aと26bはオープンコレクタバッファである(前記(1)ケ〔10頁14行〕)から、バッファ26の出力が、論理0の場合は接地され、論理1の場合はオープンであることも記載されている。

そうすると、SAEN信号がLレベルとなれば、NANDバッファ26a~26fの出力は論理1となるが、この状態は、本願明細書にいう「デアサート」(出力オープン)であるから、制御信号MCO*~MC3*の状態を強制しないものであり、他の作用物がSB20のラインに論理0の「アサート」(出力接地)信号を送出すれば、MCO*~MC3*はこれを反映して論理0の状態となり、コンパレータで検知できることは明らかである。

また、「もしUNFWW*がアサートされなければ、FWWがアサートされている間はANDゲート28の出力は高である。この高は、SAENががアサートされているのと関連し、オープンコレクタバッファ26aと26bの出力の下されているのと関連し、オープンコレクタバッファ26aと26bの出力の下されたワイヤーオアドノーオアのではであるようにする。これらの出力の各々に結合されたワイヤーオアドノーが低であるようにする。これらの出力の各々に結合されたワイヤーオアドノーナード書き込み(MCO*乃至MC3*及び日日の出力をMC3*及びMC2*は治理のの出力をMC3*及びMC2*にあるより、NANDバッファ26a及び26bは治理の出力が仮ににより、NANDバッファ26c及び26dの出力が仮ににあるより、NANDバッファ26c及び26dの出力が振理1であるものの出力が表すことが明らから、この観点からも、上記のとおり、NANDバッファ26a~26hC3*区の状態は、「デアサート」(出力オープン)であって、制信号MCO*~MC3*の状態は、「デアサート」(出力オープン)であって、制信号MCO*~MC3*はこれを反映して論理の状態となることが明らかである。

したがって、「MCO* \sim MC3*に1が出力されると、コンパレータ29の入力がすべて1に固定される」ことはない。

オ 被告は、「SXWP信号は、JKF/Fのために2クロック分遅れてUNFWW信号となるところ、この間にも、当該作用物のFIFOを含め他の作用物のFIFOからも、本来無効にされるべきワード書き込みのためのデータ、アンス、制御信号が出力され得るとの問題がある。」旨主張する。しかしながら、アコンパレータ29がSXWP信号を検出した時点では、当該書き込みを行った別の作用物(CPUn)がバスのアクセス権を有しており、他の作用物がバスのアクセス権を有しており、他の作用物がバスのアクセス権を有しており、他の作用物がバスのアクセス時間は、この点も考慮したものと考えられるから、被告の主張するような問題は、この点も考慮したものと考えられるから、被告の主張するような問題は、当業者であれば、2クロック分の時間を適宜調整するとり、容易に解決し得ることであるから、それによって、当業者が本願発明を容易に実施することができないということはできない。

6がクリアされてしまうような時点において、CLRXWP信号が出力されることは考えられない。 2 以上のとおり、本願明細書の発明の詳細な説明の記載不備に関する本件審決の判断は誤りであり、この誤りが本件審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであ るから、本件審決は取消しを免れない。

したがって、原告の本件請求は理由があるから、これを認容することとし、 主文のとおり判決する。

東京高等裁判所知的財産第1部

裁判長裁判官	北	山	元	章
裁判官	青	柳		馨
裁判官	沖	中	康	人